

大正十二年十月

巡查帶劔ニ関スル令達

憲兵、監獄官吏其他ノ武器使用ニ
関スル條項摘録添

警保局警務課

目次

一 巡查帶劔ニ関スル令達沿革

(附) 憲兵條例中憲兵々器使用ノ條項抜抄

監獄法中監獄官吏劔及銃使用ノ條項抜抄

監獄官吏ヲシテ拳銃ヲ携帶セシムル件ニ関スル勅令

全上臨時拳銃ヲ携帶セシムルコトヲ得ル件ニ関スル

司法省令

小林區署職員帶劔ニ関スル農商務省訓令

郵便物保護銃規則

警察官吏武器使用ニ関スル独逸國規則



○ 巡查帯剣ニ関スル令達沿革

大政官第六十三號公達 明治十五年
十二月二日

自今巡查ニ帯剣セシムルコトヲ得ヘシ此旨相達候
事

内務省乙第七十一號達 明治十五年
十二月二十二日

今般第六十三號ヲ以テ巡查ニ帯剣セシムル儀公達
相達候ニ付テハ左ノ二項可心得此旨相達候事但
濶製費用ハ警察費ヲ以テ支辨スヘシ

一 劍ハ日本刀ニシテ製作及革帯ハ圖(畧)ノ如シ但
從前各署ニ備置ク洋刀ノ分モ當分取雜也帶
用シ苦シカラヌ

一 帶劍者ハ明治八年第二十九號公達行政警察規則第四章第十五條ノ旨趣ニ基キ尚一層慎重シ兇賊逮捕ノ際ト雖モ不得已場合ニ在ラサレハ拔劍スルヲ得ス

(參考) 行政警察規則 明治八年三月 太政官達第三十九號

第四章 巡查心得ノ事

第十五條 得物ハ自身ヲ擁護スル具ト心得猥リニ人ヲ打擲致間敷候勿論兇暴人アリテ手ニ餘リ不得止節ハ格別ノ事

内務省達乙第三號 明治十七年 一月二十一日

警視廳 府縣

明治十五年當省乙第七十一號ヲ以テ巡查帶劍者不得止場合ニ非サレハ拔劍スルヲ得サル旨相達置候處尚ホ左ノ各條ノ通可相心得此旨更ニ相違候事
但第一條ノ場合ニ非スシテ傷害スルニ於テハ假令過誤ニ出ルモ都テ法衛ノ處分ニ付スヘシ

巡查帶劍心得方

第一條 帶劍ハ左ノ場合ノ外拔劍スルヲ得ス

- 一 兇器ヲ持シ人ノ身體財產ニ對シ暴行ヲ爲シ拔劍スルニ非サレハ保護スルニ術ナキトキ
- 一 暴行人兇器ヲ持シ拔劍スルニ非サレハ防衛示スルニ術ナキトキ
- 一 犯罪人逮捕ノトキ又ハ逃囚追捕ニ際シ兇器ヲ持シ

テ抗拒シ、拔劔スルニ非サレハ防禦スルニ術ナキトキ

第二條 前各項不得止場合ニ際シ、拔劔スト雖モ兇人畏服ノ模様アルニ於テハ穩ニ取押フヘシ

第三條 不得止場合ニ際シ、拔劔スト雖モ關係ナキ者ニ負傷セサル様深ク注意スヘシ

第四條 拔劔シタルトキハ兇人ヲ傷スルト否トニ拘ハラス莫景況ヲ速ニ所屬長ニ具申スヘシ

憲兵條例

明治三十一年十一月
勅令三百三十七號

第五條 憲兵ハ左ニ記載スル場合ニアラサレハ兵器ヲ用ウルコトヲ得ス

- 一 暴行ヲ受クルトキ

ニ 其ノ占守スル土地若ハ委託セラレタル場所又ハ人ヲ
 防衛スルニ兵力ヲ用ウルノ外他ニ手段ナキトキ又
 ハ兵力ヲ以テセサレハ抗拒ニ勝ツ能ハサルトキ

監獄法

明治四十二年三月二十八日
法律第二十八號

第二十條 法令ニ依リ監獄官吏ノ攜帶スル劔又ハ銃
 ハ左ノ各號ノ一ニ該ル場合ニ限り在監者ニ對シ之ヲ使
 用スルコトヲ得

一人ノ身體ニ對シテ危險ナル暴行ヲ爲シ又ハ爲ス
 可キ脅迫ヲ加フルトキ

ニ 危險ナル暴行ノ用ニ供シ得ヘキ物ヲ所持シ莫
 業ヲ止ムセサルトキ

- 三 逃走ノ目的ヲ以テ多衆騷擾スルトキ
- 四 逃走ヲ企テタル者暴行ヲ爲シテ捕合手ヲ爲シ
レントシ又ハ制止ニ從ハスシテ逃走セントスルトキ

勅令第百八十九號

明治四十一年十一月二十八日

監獄官吏ヲシテ拳銃ヲ携帯セシムル制

監獄官吏ニシテ監獄ノ巡警、監外ノ作業ニ就ク受刑者ノ戒護並見張所及外門ノ警衛ニ從事スル者ニハ常ニ拳銃ヲ携帯セシム
司法大臣ノ特ニ定メタル場合ニ於テハ典獄ハ戒護ニ從事スル監獄官吏ニ臨時拳銃ヲ携帯セシムルコトヲ得

司法省令第三一號

明治四十一年十二月二十六日

臨時拳銃ヲ携帯セシムルコトヲ得ル場合

明治四十一年勅令第百八十九號ニ依リ戒護ニ從事スル監獄官吏ニ臨時拳銃ヲ携帯セシムルコトヲ得ル場合左ノ通相定ム

- 一 天災事變ノトキ
- 二 在監者カハノ身體ニ對シ危險ナル暴行ヲ爲シ又ハ爲ス可キ脅迫ヲ加フルトキ
- 三 在監者カ危險ナル暴行ノ用ニ供シ得可キ物ヲ所持シ其放棄ヲ肯セサルトキ
- 四 在監者カ逃走ノ目的ヲ以テ多衆騷擾スルトキ
- 五 逃走ヲ企テタル在監者暴行ヲ爲シテ捕合手ヲ免

オレントシヌハ制止ニ從ハスシテ逃走セントスルトキ

農商務省訓令第百二十二號 明治三十八年五月二十九日

大林区署

小林区署職員服制禮式規程

第二章 帶 劔

第十條 劔ハ上衣ノ下ニ佩帶スヘシ

第十一條 帶劔ハ森林犯罪者又ハ森林犯罪者ト認ム

ヘキ者ヲ逮捕スルニ際シ兇器ヲ持シテ抗拒シ他ニ防禦

ノ術ナキトキノ外拔劔スルトヲ得ス

第十二條 拔劔シタルトキハ兇行者ヲ傷ケタルト否トニ

拘ラス速ニ其ノ狀況ヲ具シテ所屬上官ニ届出ヘシ

公達 第八十七號

明治三十年四月二十七日

遞信管理局、郵便電信局、郵便局

郵便物保護銃規則

第一條 郵便物保護銃ハ郵便物ノ危害正當防禦示

ノ用ニ供スル爲メ郵便電信局長又ハ郵便局長ノ請

求ニ依リ遞信局長又ハ管理事務分掌一等郵便

局長ノ指定スル場所ニ限リ郵便遞送集配人ヲシテ

之ヲ携帶セシムルモノトス(大ニ九公達五二號ヲ以テ改ム)

第二條 郵便物保護銃ハ常ニ郵便電信局又ハ郵便

局ニ備置キ之ヲ携帶スヘキ場所ニ係ル遞送集配

人出發ノ隨時其遞送集配人ニ交付スヘシ遞送集配人其職務ヲ終リ歸局ノトキハ速ニ之ヲ返付スヘシ前項受撥ノ場合ハ双方ニ於テ彈丸ノ員數機關ノ損否等點檢スヘシ

第三條 郵便遞送集配人服務中強盜ノ脅迫猛獸ノ危難ニ遭遇シ郵便物ノ安全及自己ノ身体ヲ防衛スルノ術ナク萬不得止場合ニ於テ發射シタルトキハ其事由ヲ所屬郵便電信局又ハ郵便局ニ申立ヘク郵便電信局長又ハ郵便局長ハ之ヲ速ニ遞信局長又ハ管理事務分掌一等郵便局長ニ届出ヘシ暴行人ヲ殺傷シタル場合ニ於テハ其郵便遞送集配人若クハ郵便電信局長又ハ郵便局長ハ速ニ其事由ヲ警察

官若クハ局長ニ報告スヘシ(大ニ九ノ公達第五
ニ號改正)

第四條 郵便物遞送集配人郵便物保護銃ノ使用法ハ平素郵便電信局長又ハ郵便局長ヨリ指示シ之レヲシテ熟知セシムヘシ

第五條 郵便物保護銃ノ取扱ハ最モ鄭重ニスヘシ郵便電信局長又ハ郵便局長ハ銃砲ノ番號ヲ帳簿ニ登錄シ置クヘシ又時々其銃砲及附屬品ノ手入掃除等為スヘシ

第六條 郵便物保護銃及附屬品毀損遺失紛失又ハ盜難ニ罹リ若クハ發砲彈藥ヲ消費シタルトキ又ハ彈藥ニ濕氣ヲ受ケ其他使用ニ堪ヘサルト見込タルトキハ郵便電信局長又ハ郵便局長其ノ事由ヲ逓信局

長又ハ管理事務分掌一等郵便局長へ申立現品

引渡方又ハ再度ノ下渡方ヲ請求スヘシ(大正三九公連第
五二號改正)

第七條 銃砲及附屬品等遺失紛失又ハ盜難ニ罹リタ

ルトキハ郵便電信局長又ハ郵便局長ハ速クニ警

察署へ報告シ然ル後直ニ其事由ヲ遞信局長又ハ

管理事務分掌一等郵便局長ニ届出ヘシ(大正三九公連第
五二號改正)

獨 國

武器ノ使用

第三百三條

警察事務執行ニツキ官吏及軍人ハ武器使用ニ關スル件

一 執行警察官吏(巡查ヲ含ム)ハ左ノ場合ニ於テ武器ヲ使

用スルコトヲ得

イ 職務執行ノ際暴力又ハ暴行ヲ受クル時

ロ 現行犯人、竊盜、密賣買人等引致ノ際暴行ヲナ

シ其ノ命ニ應セサル時又ハ動産貨物或ハ車輛ノ差押

若ハ犯人拘禁ノ際暴力ヲ用ヒ又ハ危險ナル脅迫ヲ

以テ抗拒セララル時

ハ 武器ヲ使用スルニアラサレハ其占據スル場所ヲ支持シ

若シクハ保護スヘキ者ヲ守護シ能ハサル時

以上ノ場合ト雖モ穩和ノ手段効ヲ奏セス又反抗強大ニシ

テ、武器ノ力ニ依ラサレハ到底之レヲ制止シ能ハサル時ニ限リ

武器ヲ使用スヘキモノトス又其ノ場合ニ於テモ可及的注意

シテ之レヲ使用スヘシ(一八三三年六月二十三日ノ省令、一八五四年

二月四日ノ勅令及一八二〇年十二月三十日ノ憲兵服務訓令第
二十八條止レテ得ス武器ヲ使用スルニ至レルトキハ猶豫ナク
直ニ有効ニ之レヲ使用シ警察ハ公ノ安寧秩序ヲ保持ス
ル爲ニ断然タル措置ヲ執リタルコトニ関シ決シテ疑惑
ヲ存セシムヘカラス(一八九八年六月二十二日ノ内務省令參照)
小都會及地方ノ官吏ノ武器使用ニ関シテ八一八六年九
十日付伯林警視廳ノ「王國警視廳平服執行官吏拳
砲使用ニ関スル訓令」(一八九九年六月二十六日ノ特別内務
省令參照)ニ準據スルヲ得ヘシ同訓令ハ就中第七條ニ
於テ左ノ如ク規定ス

警察官吏ハ所屬長官ノ命令ニ依リ銃器ヲ使用スル
ノ義務ヲ有ス長官ノ特命ナキ場合ニ八一八五四年二月

四日ノ省令ニ依リ前記イロ及ハノ項ニ掲ケタル場合ニ於
テ銃器ヲ使用スルヲ得何レノ場合ト雖モ銃器使用ノ際ハ
可及的注意(殊ニ人命ニ関シ)ヲ要ス目的ヲ達スルニ萬止
ミ難キ場合ノ外ハ反抗者ニ重傷ヲ蒙ラシメザル様心掛
クヘシ發射後ハ自己ノ身体ニ危險ノ惧レナキ限り負傷
ノアリタルヤ否ヲ取調ヘ又必要ナル場合ニハ負傷者ヲ救
護スヘシ(前記警視廳令第八條)銃器ヲ使用シタル場
合ニハ所屬長官ニ直チニ届出テ上官ハ其ノ使用ノ正當ナリ
ヤ否ヤヲ取調ヘタル後之レヲ警視總監ニ報告セザルヘカラス
(同第九條)
騎銃ノ使用ニ関シテ八一九〇〇年一月二十七日ノ内務及農
務省令ヲ參照スヘシ

陸軍大臣ハ砲兵廠ニ命シ行政官廳及司法官廳ノ官吏
等ノ携帯スル新式銃ニ要スル彈藥ヲ所定ノ代價ヲ以
テ之レヲ其ノ官廳ニ交附セシム其代價ハ時々陸軍令
報ニ於テ告示サル

何ヲ故ニ警砲(恐怖サスヘキ爲メニ發砲スルコト)ハ上オニ
向ケテ爲サルヘク下オニ向テナスヘカラサルオハ全ク了解シ
難キ處ナリ又暗夜ニ於ケル武器使用ニ關シテハ殊ニ注意
スヘキモノト爲シタルオ如キハ之亦全ク論據ナキ所ナリ夜
中ニ於ケル武器使用ヲ唯「明瞭ニ其ノ効力ヲ認ムルコト」得
ル場合ニ限り許シタレトモ斯クノ如クシハ官吏ハ殆ンド自
衛ノ手段ヲ奪フハレタルモノト謂フヘク其武器ヲ携帯スルニ
拘ハラヌ暗夜ノ爲メ凶漢ノ迫リ來ル方向ヲ明クニ認知シ

能ハサルヘキヲ以テ往々ハ彼ノ爲メ如何ナル迫害ヲモ受ケ
サルヘカラサルニ至ルコトアルヘシ此ノ如キハ官吏ヲシテ武器ヲ
携帯セシムルモ殆ント効果ナオラシムルモノナリ官吏ニハ迫
害ヲ受ケ若クハ其レヲ受ケントスル危險アルモ之ニ堪ユヘキ
ヲ職責上ノ義務アルモノトセラル(一九〇二年三月十一日ノ高
等行政裁判所判決)

多數一團トナリ一人ノ官吏ニ對抗シ實際手ヲ下シ侵襲手
ヲ試ミル者ハ一人ナリト雖モ自余ノ者之レヲ抑止セス若ハ
賞場ヲ去ラス又ハ官吏ニ力ヲ假ササル場合ニハ自餘ノ
モノモ亦共犯者ト見做シ官吏ハ威力又ハ武器ノ使用ヲ
以テ其職務ヲ執行スヘキ義務ヲ有ス此ノ如キ場合ニ於テ
ハ共犯者ノ意義ハ刑法第四十七條以下ニ依リテ之レヲ判

定スルヲ要セス而シテ如何ナル場合ヲ以テ群集ホヨリ迫害
ヲ受ケタル狀況ト見ルヘキヲハ官吏ノ認定スル處ニ係ル
（一九〇二年三月十一日高等行政裁判所ノ判決）
ニ左ノ官吏ハ又武器ヲ使用スルコトヲ得

イ 國境監視員（一八三四年六月二十八日ノ法律、一八六九年
七月一日ノ同盟關稅法第十九條）

ロ 監獄吏（一八九四年五月七日ノ者令）

ハ 山林及狩獵取締吏（一八三七年三月三十一日法律、一八
三七年十月六日、一八四〇年五月三十一日、一八四二年二月十
九日、一八五五年八月二十一日ノ部制、一八三七年十一月三十
一日訓令、一八九七年七月十四日ノ者令、一八九七年九月
一日ノ地方團體及私有山林看守ニ關スル者令）

官吏ハ武器ヲ使用スヘキ場合ニハ制服ヲ着ケ若クハ官
吏タル徽章ヲ佩ヒサルヘカラヌ（一八三七年三月三十一日ノ法
律第二條）王國官吏ノ徽章ハ官帽眉庇ニ裝着ノ金
屬製就鳥章及隨意ノ劍帶ヲ以テ佩用スル獵刀ナ
リトス（一八三七年六月十八日ノ者令）

一八九七年九月一日ノ内務者令ヲ以テ一八三七年十一月二
十一日ノ地方團體及私有山林看守及狩獵取締吏ノ
武器使用ニ關スル訓令第四條ヲ改正シ山林及狩獵
取締吏ハ山林盜伐者、密獵者若クハ其ノ他ノ山林及
狩獵ニ關スル法規違反者ノ反抗又ハ脅迫ヲ防クニ必
要ナル場合ニ限り武器ヲ使用スルコトヲ得セシメリ故ニ遁
逃者ニ對シテ武器ヲ使用セサルヲ法トス然レ共官吏ノ命

ニ應シ銃器ヲ放棄セス或ハ更ニ之ヲ執リ其他官吏ノ生命
身體ニ對シ危險ナル行為ヲナス場合ニ遁逃者ニ
對シテモ武器ヲ使用スルヲ得ヘシ何レノ場合ト雖モ可
及的注意シテ生命ニ關スル如キ負傷ヲ加フルコトハ之
レヲ避クヘキモノトス故ニ銃器使用ノ際ハ可成足部ヲ
狙ヒ又獵刀ヲ使用スル際ハ腕ヲ打ツヘシ又銃器使用
ノ際ハ其ノ發射ニ注意シ無關係ノ第三者ニシテ其近
傍ニ在ル者ニ危險ノ及ハサル様ニナスヘシ此ニ同シク又街
道若ハ人家ノ在ル方向ニ向ケ發砲スル際ハ充分ナル注
意ヲ要ス又一般ニ人家近クニテ發砲スル際ハ火災ノ
起ラサル様注意スヘシ(一八九七年七月十四日ノ農務省
令參照)

10.

107

三 軍人ノ武器使用ニ關シテハ一八三七年三月二十日ノ法
律及一八六七年六月二十五日ノ新領州ニ關スル施行法ニ
於テ規定セラル
行政官廳援助ノ爲軍隊ノ出動シタル場合ニハ武
器使用及其方法ハ一軍隊及其指揮官ノ指定ニ
依ルヘキモノトス公ノ秩序及治安ヲ維持スル爲メノ
命令ニ關シ左ノ如キ場合ニハ武器ヲ使用スルヲ得
(一八三七年三月二十日ノ法律第一條)軍隊其ノ任務
ヲ行フニ際シ攻撃ヲ受ケ又ハ之ヲ受ケントスル懼レ
ル場合若クハ暴力又ハ危險ナル脅迫ニ依テ反抗ヲ
受ケタル場合ニハ其攻撃又ハ反抗ヲ防止スル爲メ武器
ヲ使用スルヲ得(同法第二條)武器又ハ其他攻撃又ハ

反抗ノ用ニ供スル危険ナル器具ノ放棄ヲ命シシカ
直ニ應セサル場合若シクハ一度放棄シタルモノヲ便ニ執
リタル場合ニハ武器ノ使用ニ依テ命令ヲ強行スルヲ得
(同第三條)拘禁ノ際被拘禁者脱走シ又ハ脱走セント
試ミル場合ニハ武器ヲ使用シテ之ヲ防止スルヲ得(同
第四條)此ノ規定ハ又總テ囚人ノ護送又ハ看守ノ際ニ
モ適用スルヲ得(同第五條)衛兵(名譽衛兵モ含ム)
ハ其ノ委託サレタル人又ハ物件ヲ守護スル際必要ナル場
合ニハ武器ヲ使用スルヲ得(同第六條)
軍隊ハ前段ニ掲ケタル目的ヲ達スルニ必要ナル場合ニ
限リ武器ヲ使用スヘキモノトス銃器ノ使用ハ特ニ其命
令アリタルトキ若クハ他ノ武器ニテハ其目的ヲ達シ能ハ

サル場合ニ限リ之レヲナスヲ得、武器使用ノ時期及其
方法ハ軍隊之レヲ指定スヘキモノトス(同第七條)
武器使用ニヨリ負傷者ヲ生シタル場合ニハ軍隊ハ
事情ノ許ス限リ直ニ之レヲ最寄ノ警察官署ニ通
知セサルヘカラス警察官署ハ負傷者ヲ救護シ又必
要ナル裁判開始ノ手續ヲナスヘシ(同第九條又ハ一八三
七年八月十七日公ノ秩序維持ニ關スル命令第八條及
第九條参照)

警察統計要綱

第一編

内面的ニ見タル警察

本編ニ各方面ヨリ見タル警察ノ人的及物の施設ヲ
舉ケルト共ニ之等ノ施設ト面積戸教人口トヲ比較スルコト

第一 総説

本項ニハ本編調査ノ目的範圍等ノ大要ヲ説述シ既往
変遷ノ経過ヲ記載スルコト

第二 人的方面ヨリ見タル警察

一 序説

警察ノ実績ヲ舉ケルニハ須ラケ警察官ノ質ト量

トヲ向上セシムルニ在リ此意味ニ於テ既往並現在ニ於ケル警察官ノ教養待遇賞罰定員任免死亡職務上ノ死傷等ヲ調査シ時代ノ要求ニ應ジ如何ニ変遷シ推移シテ今日ニ至レルカラ説述スルコト

二、教養

一、新任巡查消防手教養

1. 募集

2. 教習期間

3. 教習課目

二、現任巡查消防手教養

1. 警察官署ニ於ケル教養

2. 特別講習

三、幹部教養

1. 警察講習所ニ於ケル教養

a. 募集

b. 教習期間

c. 教習課目

2. 警察講習所ニ於ケル特別講習

三、待遇

一、國費

警視消防司令技師警部消防士消防機関士技手
ノ既往々年間ニ於ケル各府縣別俸給調

二、地方費

1. 警部補以下地方費支辨職員ノ既往々年間ニ

於ケル各府縣別俸給及特別手当其他ノ手当調
2. 既往々年間ニ於ケル各府縣別官舎、宅舎料及宿
料調

三) 警察共済組合

1. 組織内容

2. 一々年間ノ收入支出

收入 組合員ノ掛金、廳村縣給與金

支出 医療金、死亡齋疾罹災脱退給與金

3. 財産

四) 警察職員恩給

各府縣階級別受給者人員調

四) 賞罰

一) 賞

1. 既往々年間ニ於ケル警察賞典規則ニ依ル各府縣
階級別受賞者人員調

2. 各府縣階級別功勞記章受領者人員調

二) 罰

1. 既往々年間ニ於ケル罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者
ノ各府縣階級別人員調

2. 既往々年間ニ於ケル譴責以上ノ懲戒處分ニ付セラ
レタル者ノ各府縣階級別人員調

五) 定員

一) 既往々年間ニ於ケル各府縣別警視消防司令技師
定員表

(一) 既往々年間ニ於ケル各府縣別警部消防士消防機関士
技手定員表

(二) 既往々年間ニ於ケル各府縣別警部補巡查部長消防
曹長巡查消防手消防員警察技手定員表

(三) 各府縣別巡查消防手(巡查部長消防曹長ヲ含ム)一人
當面積、戶數、人口ノ割合調

(四) 各府縣別警部、消防官(消防司令ヲ除ク)及警部補一
人當巡查消防手(巡查部長消防曹長ヲ含ム)ノ割合調

(五) 各府縣別警視消防司令警部消防士消防機関士警
部補巡查部長消防曹長巡查消防手年齡調

(六) 各府縣別消防組、水防組數及階級別各組員數
任免、死亡及勤續年數

比較

(一) 巡查、消防手、消防員俸給及諸給與月額平均累年
比較

(二) 警察技手、通譯、船長、電話工夫其、他雜用夫俸給及
諸給與月額平均累年比較

(三) 警部補、巡查部長、消防曹長、巡查消防手功勞加俸
及精勤加俸月額調(々年度)

(四) 警部補、巡查部長、消防曹長、巡查消防手療治料、
給助料及吊祭料給與額調(々年度)

六、道府縣警察費歳出總額、俸給及諸給與總額廳
費總額、警察廳舎修繕費總額調(々年比較)

實數及百分比例トナスコト(歳出總額及調査期間)



備考
山名
於
多
橋
名
後
多
婦
一
七
名
務
一
月
一
日

合計	沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	山口	廣島	岡山	鳥取	島根	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩						
八	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
七																																																			
九																																																			
計																																																			

前編(八)の備考
 前編(七)の備考
 前編(九)の備考
 備考
 備考
 備考
 備考

裏面
白紙